

『鳴門市自治基本条例』施行1周年



市では、条例に基づき「市民の皆さんが主役のまちづくり」を実現するために、これまで以上に「市民参画」を進め、皆さんの声を受け止めながら、地域課題の解決に向けて、「協働」のまちづくりを進めていきます。

現在、市民の皆さんと市との協働は、次のような形態により、事業となつて行われています。

分類	協働の形態	内容
市民の主体性のもとに市の協力により行うもの	ア 後援	市民が実施する公益・公共性の高い事業に、市が後援名義の使用を承認して支援します。(単なる名義承認だけでなく、以下ウ～ケの形態を複合的に行います)
	イ 補助・助成	市民が主体的に行う、地域課題の解決を図るための事業や活動に、市が財政的な支援を行います。市民は、市だけでは対応困難な市民ニーズに即した公共的なサービスを提供します。
	ウ 事業協力・協定	市民が事業主体となり、市と互いに役割分担などを決め、一定期間、継続的に協力して事業を実施します。(市の所有する施設や資材・人材などを提供することも含みます)
市民と市がそれぞれの主体性のもとに協力して行うもの	エ 共催	市民と市が責任を分担しながら、共に主催者となつて、共同で一つの事業を行います。(単なる共催名義の承認だけの事業は除きます)
	オ 情報交換・情報提供	フォーラム、ワークショップ、市民会議などの開催により、市民と市がそれぞれ持つ情報の提供や交換を行います。
	カ 実行委員会・協議会など	市民と市が構成員となつて新たな主催団体をつくり、事業の企画・立案・運営実施、総括まで連携して事業を行います。企画段階から十分に話し合い、経費負担や役割分担などを明確にしていきます。
市民の参加や協力を得ながら、市の主体性のもとに行うもの	キ 協働委託	市が行う分野と考えられてきた事業を市民に一部または全部を委託して実施します。通常の委託契約とは違い、互いに目的を共有し、計画段階から十分話し合い、市民が持つ機動性などの特性を生かしながら、市が実施するよりも、効果的できめ細やかなサービスの提供を行います。
	ク 企画・計画立案への参画	市が事業の企画や計画を立てる際に、市民と意見や情報を交換したり、提案を求めたりします。また、市民が市の各種審議会や委員会などの委員として参画します。
	ケ 事業協力・協定	市が事業主体となり、市民と互いに役割分担などを決め、一定期間、継続的に協力して事業を実施します。(市民の所有する施設や資材・人材などを提供することも含みます)

※複数の形態が組み合わさって、事業が実施される場合もあります。

自治基本条例をみんなで育てていこう ～一緒に広げよう協働の輪～

①地域課題の把握

市民の皆さんも、市職員も、地域の一員として日頃から地域課題の把握に努めることが大切です。「より良いまちをつくろう」という一人一人の思いがカタチになっていきます。

②一緒にやろう・協働へ

市民の皆さんだけでは解決が難しいことが、市と手を組むことで、また、市だけで解決できないことが、市民の皆さんと手を組むことで解決できることがあります。

③計画を立てよう

協働事業は、市民の皆さんと市のどちらが提案してもOKです。お互いに納得のいくまで話し合い、役割を確認しながら計画を立てます。(単なる市への要望とは異なります)

④一緒に進めよう

互いに持っている長所を最大限に発揮するように努め、共に役割と責任を自覚して取り組みます。(協働の形態参考)



⑤一緒に振り返ろう

一緒に振り返ることで、コミュニケーションと相互理解が深まります。振り返りの繰り返しにより良い協働につながります。互いに「やって良かった」と思えることが大切です。

「協働」は、市民の皆さんと市がじっくりと話し合い、役割分担をして、それぞれの力を発揮しながら、育まれていくものです。協働のまちづくりを進め、魅力ある鳴門市を共に築いていきましょう。

協働事業の相談は、下記の市民協働推進課までご連絡ください。